

NEWS RELEASE

平成 28 年 4 月 6 日
一般社団法人 信託協会

平成 28 年度信託研究奨励金の募集を開始

1. 一般社団法人信託協会（会長 池谷幹男）では、信託研究の振興を図り、わが国における信託制度の一層の発展を期するため、広く信託に関する研究を志す有為な方々に対し、毎年、信託研究奨励金を贈呈しています。

昭和 47 年に本制度が発足して以来、40 年に亘り多くの方々に奨励金を贈呈しており、平成 27 年度までの贈呈件数は 718 件、贈呈総額は 3 億 2,495 万円にのぼっています。

2. 信託制度は柔軟性に富んだ財産の管理・運用・承継制度であり、わが国の経済社会の基本的インフラとして着実な発展を遂げてきています。近年では、「遺言代用信託」、「後見制度支援信託」、「教育資金贈与信託」、「結婚・子育て支援信託」などの新たな信託についても利用が広がり、社会の様々な分野において、信託への期待はますます高まっています。

こうした期待に応えていくためにも、信託に関して幅広く研究を行っていただくことが重要であると考えています。

当協会では、4 月 1 日から平成 28 年度信託研究奨励金の募集を開始いたしました（応募期限 9 月 30 日（金）消印有効）。周知の方法としては、当協会ホームページに別添の応募要領を掲載するとともに、全国約 400 か所の大学の関係学部および法科大学院に応募要領・ポスターを送付いたしました。

以上

本件に関する照会先：

一般社団法人 信託協会

総務部（広報担当）兼田、三島 電話 03-6206-3992

調査部 進藤 電話 03-6206-3987

平成28年度信託研究奨励金応募要領

一般社団法人 信 託 協 会

1. 目 的

わが国における信託制度の一層の発展を期するため、広く信託について研究し
または研究しようとする方がたに奨励金を贈呈し、信託研究の振興を図るこ
を目的としています。

2. 応 募 資 格

信託に関する法律学的または経済学的研究を行う個人または共同研究グル
ープ(これから研究に従事しようとする場合を含みます。)とし、次のとおり類別
します。

第1類 大学の教授、准教授、講師もしくは各種研究機関の研究員等で研究歴等
においてこれらに準ずる方またはこれらの方がたが構成する共同研究グループ

第2類 大学の助教、大学院に在学中の方もしくは各種研究機関の研究員等で
研究歴等においてこれらに準ずる方またはこれらの方がたが構成する共同研
究グループ

第3類 指導教授のもとに大学の助教または大学院もしくは大学学部に在学中の
方がたが構成する共同研究グループ

3. 贈呈金の総額

本年度において贈呈する奨励金の総額は、1,000万円以内です。

4. 研究テーマ

研究テーマは、信託に関するものであれば自由ですが、課題研究を選択することもできます。課題研究のテーマは、次のとおりです。

なお、研究期間は、原則として3年以内とします。

「信託制度・信託機能に関する研究」

資産の運用・流動化の促進、知的財産管理の促進、私的年金制度の充実、高齢者・障害者福祉の充実、財産・事業の世代間承継制度の活用、環境対策・地域活動支援等の社会貢献活動などの諸政策・諸活動において信託に期待される役割・機能に関する研究

「信託税制・会計に関する研究」

信託課税の原則、信託税制の歴史、信託業務に係る税制、信託会計など広く内外の信託税制・会計に関する研究

「諸外国の信託制度に関する研究」

諸外国における信託法制、信託機関、信託業務、信託の歴史など広く海外の信託制度に関する研究

5. 提出書類

(1) 信託研究奨励金の受給を申請される方は、次に掲げる当協会所定の書類を提出してください。

ただし、第3類に該当する場合には、経歴書、論文および推薦書の提出は必要ありません。

- ① 信託研究奨励金受給申請書
- ② 研究計画説明書
- ③ 経歴書
- ④ 論文

未発表のものでも既発表のものでも差支えありません。

論文には論文要旨（4,000字以内）を添付してください。

⑤ 推 薦 書

適当な推薦者がいない場合は、省略しても構いません。

(注) 共同研究の場合は、共同研究者の経歴書、論文も併せて提出してください。

(2) 現に信託研究奨励金を受けて研究している方で追加受給を申請される方は、次に掲げる当協会所定の書類を提出してください。

① 信託研究奨励金追加受給申請書

② 進捗状況報告書

(3) 提出書類は、日本語で記入してください。

ただし、(1) ④の論文については、外国語でも可とします。

6. 応 募 締 切 日

平成28年9月30日(金)(当日の消印有効)

7. 贈呈の決定、通知および公表

贈呈の決定は、信託研究奨励金選考委員会の審査を経て当協会理事会が行い、その結果を平成28年12月末までに申請者(共同研究の場合はグループ代表者)に書面により通知します。また、ニュースリリースの実施、会報「信託」、信託協会ウェブサイトへの掲載等により、贈呈対象者の氏名、所属・役職名、研究テーマについて公表します。

選 考 委 員

(委員長)	米 倉	明 氏	[東京大学名誉教授]
	伊 藤	元 重 氏	[学習院大学教授]
	貝 塚	啓 明 氏	[東京大学名誉教授]
	神 田	秀 樹 氏	[学習院大学教授]
	木 南	敦 氏	[京都大学教授]
	能 見	善 久 氏	[東京大学名誉教授] [学習院大学教授]
	吉 野	直 行 氏	[慶應義塾大学名誉教授]

(五十音順)

8. 受贈者の義務等

- (1) 研究の進捗状況を所定の書式により毎年8月末までに提出していただきます。
- (2) 研究期間終了後3カ月以内に研究成果論文（日本語で1万字から3万字程度）を提出していただきます。ただし、第3類の受贈者の場合は、研究成果論文に代えて指導教授が研究結果報告書を提出することでも差支えありません。
なお、提出された研究成果論文は、原則として「信託研究奨励金論集」に収録するほか、信託協会ウェブサイトに掲載いたします。
- (3) 受贈者が遵守すべき義務の履行を怠ったときは、選考委員会の同意を得て奨励金の返還を求めることがあります。
- (4) 奨励金の使途は、申請された研究等のために必要な費用に限定しており、間接経費（いわゆるオーバーヘッド）は対象外とします。

申請用紙申込・応募先

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-1 岸本ビル1階

一般社団法人 信 託 協 会

調 査 部（信託研究奨励金係）

電話（03）6206-3987（ダイヤルイン）

※信託研究奨励金の応募書類は、ウェブサイト（<http://www.shintaku-kyokai.or.jp/>）からも申込ができます。